

No 382

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	小学校夏季学園	開始年度	昭和 24 年度
所属	教育委員会事務局学校教育部学務課学校運営支援係	種別	—
所管課長	教育委員会事務局学校教育部学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(18) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	① 「徳」「知」「体」の育成		

事業概要

事業の目的	校外施設のもと、自然や文化などに親しめる体験学習や集団生活を通して、豊かな人間関係の形成等を目的に宿泊体験活動の充実を図ります。
事業の対象	区立小学校5年生
事業の概要	箱根ニコニコ高原学園を活用し、自主性や協調性を育むために登山やオリエンテーリング等を行います。 【実施期間】 7～8月（夏休み期間中） 【実施場所】 箱根周辺 【実施日程】 2泊3日 【参加費用】 一人当たり：食事代（賄費@1,300×2日）、交通費（保護者負担金〔バス代金〕4,000円） 【引率者等】 校長、教諭、看護師
根拠法令等	

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	昭和24年度以降、各小学校において毎年度実施しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ ┌──────────────────┐ │ └──────────────────┘		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ ┌──────────────────┐ │ └──────────────────┘		
①事業継続の必要性	◎ ┌──────────────────┐ │ └──────────────────┘		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区有施設である箱根ニコニコ高原学園にて実施しているため区の関与は必要であり、代替可能な事業は他にありません。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	参加児童数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1,339	1,259	94.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1,422	1,283	90.2%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	1,434	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	毎年9割以上の児童が参加しており、自主性や協調性を育む活動として高い需要があります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 集団生活を通して児童の協調性を育むことができ、小学校生活最初の宿泊行事としての事業の目的を達成することができています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	20,538	74%	15,162	0	0	5,376	0	0	20,538	16,180	79%
	平成30年度	21,078	72%	15,178	0	0	5,900	0	0	21,078	17,081	81%	
	令和元年度	21,215	72%	15,215	0	0	6,000	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	児童数の増加に伴い、事業費が増加しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 箱根ニコニコ高原学園は区有施設であるため、宿泊費用を抑えることができ、コストに見合う成果が得られています。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

現行の学習指導要領の内容を踏まえ、健全な心と体を育む教育を実践するため、校外において自然とふれあう学習や集団宿泊生活を学ぶことができる事業を今後も実施していく必要性があります。

小学校夏季学園は例年7月下旬～8月下旬にかけて実施しておりますが、令和2年度は、実施時期が東京2020大会開催期間と重なり、観光バスの需要が逼迫することから、実施時期を8月中旬～下旬にずらし、1泊2日の日程で実施する予定です。

No 383

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	中学校夏季学園	開始年度	昭和 41 年度
所属	教育委員会事務局学校教育課学校運営支援係	種別	
所管課長	教育委員会事務局学校教育課学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(18) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	① 「徳」「知」「体」の育成		

事業概要

事業の目的	校外施設のもと、自然や文化などに親しめる体験学習や集団生活を通して、豊かな人間関係の形成等を目的に宿泊体験活動の充実を図ります。
事業の対象	区立中学校2年生
事業の概要	民間施設を活用し、農業体験等を通じた特色ある自然体験活動や野外活動を行っています。 【実施期間】 7～8月（夏休み中） 【実施場所】 上越・十日町地域または尾瀬地域 【実施日程】 3泊4日 【参加費用】 一人当たり：食事代（@2,000×3日） 交通費（保護者負担金 [バス代金] 6,500円） 【引率者等】 校長、教諭、看護師、介助員
根拠法令等	—

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成14年度までは区外公有地の小諸高原学園で実施していましたが、平成15年3月に小諸高原学園が廃止されました。平成15年度からは上越・十日町地域で実施しており、平成18年度からは尾瀬地域を加えた2ヶ所で実施しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 現行の学習指導要領の教育内容に「体験活動の充実」があり、今後も、これまで以上に事業の必要性が見込まれます。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	参加生徒数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	658	590	89.7%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	683	591	86.5%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	642	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果 自然の中での集団宿泊行動など、日頃体験できない活動により、見聞を広め、自然や文化に親しむとともに仲間づくりにも最良の機会となっています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 参加率は対象生徒の8割以上と高いため、事業の効果は高いといえます。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	30,600	86%	26,414	0	0	4,186	0	0	30,600	29,098	95%
	平成30年度	35,043	87%	30,480	0	0	4,563	0	0	35,043	29,907	85%
	令和元年度	32,141	87%	27,819	0	0	4,322	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 令和元年度は生徒数が減少したため予算額が減少しました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 宿泊先・バス・体験学習の手配を全て一括で1業者に委託しているため、予約・手配に要する時間を削減でき、教員がより充実した実施内容の検討に努めることができます。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	現行の学習指導要領の内容を踏まえ、健全な心と体を育む教育を実践するため、校外において自然とふれあう学習や集団宿泊生活を学ぶ学習を今後も継続していく必要性があります。 令和元年までは3泊4日の日程で実施しておりましたが、泊数を1泊減らしても、行事の質を落とすことなく、学習指導要領で示されている目的は十分達成できることから、令和2年度以降は、2泊3日の日程で実施する予定です。

評価対象			
事務事業名	特別支援学級スクールカー送迎	開始年度	平成 10 年度
所属	教育委員会事務局学校教育部学務課特別支援相談担当	種別	
所管課長	教育委員会事務局学校教育部学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	18 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	② 特別支援教育の推進		

事業概要	
事業の目的	障害のため、学校へ安定的に自力通学することが困難な児童・生徒が安全に登下校できるよう、スクールカーによる送迎を行い、保護者の学校への送迎の負担を軽減します。
事業の対象	①区立小学校特別支援学級に在籍する児童 ②区内に在住し、東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒のうち、特別支援学校のスクールバスを利用した場合に通学時間が1時間を超える者
事業の概要	①児童が居住する通学区域の隣接区域に設置されている区立小学校の特別支援学級に通学する児童について、スクールカーでの送迎を行っています。 ②区内在住の都立特別支援学校に通学する児童及び生徒について、スクールカーでの送迎を行っています。 (現在) ①特別支援学級4校(区立青山、赤羽、本村、港南小学校) ②特別支援学校4校(都立光明学園、城南特別支援学校、葛飾盲学校、大塚ろう学校)
根拠法令等	港区特別支援学級等スクールカー送迎事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価		
開始当時の背景・これまでの経緯	開始当時、赤羽小学校(ひまわり学級)、本村小学校(若竹学級)、青山小学校(あすなろ学級)に特別支援学級を開設していましたが、将来的にも特別支援学級の新設が見込まれていました。その後、平成20年度に港南小学校(わかば学級)に新設され、今後は高輪地区への設置を検討しています。 障害のある児童の増加に加え、通学手段の確保と通学に伴う保護者の負担を軽減するため、現在も運行しています。 (参考) 特別支援学級利用児童数 平成29年度74人、令和元年度77人 (参考) 特別支援学校所在地 光明学園(世田谷区松原)、城南特別支援学校(大田区東六郷)、葛飾盲学校(葛飾区堀切)、大塚ろう学校(杉並区永福)	
評価	A 高い B どちらともいえない C 低い	
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎
①事業継続の必要性	◎	
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 児童が中学校以降の自立通学することを目的に対象を小学生に限定し、高学年から徐々に自立通学できるよう推進しています。保護者の要望が高いことに加え、区立小学校の特別支援学級においては、スクールカーの送迎がなければ今以上に通常学級への就学を希望する児童の増加が想定され、保護者が適正な就学先を選ぶ観点からもスクールカーによる送迎が必要です。	

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	利用人数（特別支援学級）			指標2	利用人数（特別支援学校）			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	34	34	100.0%	平成29年度	22	24	109.1%	平成29年度			
	平成30年度	36	38	105.6%	平成30年度	22	20	90.9%	平成30年度			
	令和元年度	42	—	—	令和元年度	19	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果

特別支援学級、特別支援学校ともにほぼ当初見込みどおりの人数が利用しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 児童・生徒の安全な通学の確保、保護者の負担軽減及び適正な就学の促進に大きく寄与しています。		

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	141,764	100%	141,764	0	0	0	0	0	141,764	125,256
	平成30年度	141,764	100%	141,764	0	0	0	-1,530	0	140,234	127,802	91%
	令和元年度	165,502	100%	165,502	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

平成30年度の特別支援学級の業者が令和元年度以降の事業継続を辞退し、この規模及びサービスの質が高い事業を運行できる業者の確保が困難となりました。このため安全・安心な運転及び障害児への対応が的確で保護者から厚い信頼があり、障害者に必要な車両の台数や駐車場の確保、運転手や添乗員を確実に雇用できる特別支援学校の業者に令和元年度の事業を委託しました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 効率的な運行ルートの見直しなどコストに見合うよう努めていますが、小型の車両によるきめ細かな送迎サービスを行っており、車両の大型化で1台当たりの乗車人数を増やすことは余計な時間がかかること、狭い道への小回りが利かなくなるなどのデメリットがあり、乗車する子どもの負担増に直結するため困難です。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
- ・「統合」：他事業と統合

都のスクールバスと比較して車両が小さく小回りが利くため、自宅の近くまで送迎できるなどサービスの質が高く、保護者の負担軽減に大きな効果を上げています。また、送迎の実施により、特別支援学級及び都立特別支援学校への通学が可能となる子どもにとって、保護者が就学先を考える上での選択肢が広がることから、今後も現行の送迎事業を継続していきますが、運行ルートの見直しなど効率的な運用を行い、コストを抑える工夫していきます。

評価対象			
事務事業名	小学校特別支援学級就学奨励	開始年度	昭和 62 年度
所属	教育委員会事務局学校教育部学務課学校運営支援係	種別	29レベルアップ
所管課長	教育委員会事務局学校教育部学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(18) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	② 特別支援教育の推進		

事業概要	
事業の目的	特別支援学級に在籍または通級する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額に応じ、特別支援学級への就学に係る経費の一部を補助することにより特別支援教育の普及・奨励を図ります。
事業の対象	港区内に住所を有し、公立小学校の特別支援学級に就学又は通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童の保護者
事業の概要	<p>特別支援学級に在籍する児童の保護者に対して、必要な援助を行います。</p> <p>固定学級在籍者（所得に応じ、支給費目は異なります。） ①学用品・通学用品費 ②給食費 ③校外学習費 ④移動教室費 ⑤夏季学園費 ⑥卒業記念アルバム費 ⑦新入学学用品費等 ⑧通学費 ⑨交流学习交通費（合同運動会及び合同移動教室事前学習に参加した場合に要した交通費） ⑩クラブ活動・部活動費 ※就学援助受給者には、就学援助の支給費目と重複しない⑧・⑨のみ支給。</p> <p>通級指導学級在籍者 通級に要する交通費実費相当分（付添人を要する場合は、付添人分も含みます。）</p>
根拠法令等	港区特別支援学級就学奨励費支給要綱、教育基本法第4条、学校教育法第19条、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	区立全小学校に特別支援学級を設置できないことによる通学上の保護者の負担軽減や、適正就学による特別支援教育の普及・奨励を目的とした事業として開始されました。また、平成29年度から実施している「港区子どもの未来応援施策」の経済的安定の支援の一環として重要な役割を担っており、支給金額の見直し及び支給費目の追加を実施し、就学援助と併せて積極的に取り組んでいます。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 特別支援学級通学に伴う負担は大きく、今日においても区民ニーズがあります。また、特別支援教育にかかる保護者負担費を軽減している事業は他になく、貸付その他代替可能な事業も存在しないことから、区の関与は必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	就学奨励認定者数			指標2	固定学級支給者数			指標3	通級学級支給者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	114	95	83.3%	平成29年度	74	46	62.2%	平成29年度	40	35	87.5%
平成30年度	108	78	72.2%	平成30年度	72	49	68.1%	平成30年度	36	24	66.7%	
令和元年度	105	—	—	令和元年度	77	—	—	令和元年度	28	—	—	

指標から見た事業の成果
 平成30年度実績内訳
 固定学級在籍者49名（うち、①～⑩の費目支給者15名、⑧・⑨の費目のみ支給者34名）
 通級指導学級在籍者24名は、中途入・退級者を含みます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由
 就学奨励認定者数の達成率は減少していますが、固定学級支給者数は、実績・達成率ともに増加しています。通級学級支給者数の達成率も、年度末時点の在籍者数を基準にすると横ばいです。特別支援教育にかかる保護者負担費用の軽減に寄与し、支給対象者の経済的負担を軽減するという効果を発揮しています。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
	平成29年度	1,772	90%	1,594	178	0	0	0	0	1,772	1,124
平成30年度	1,339	85%	1,137	202	0	0	0	63	1,402	1,168	83%
令和元年度	1,200	89%	1,070	130	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 平成30年度については、新入学児童・生徒学用品費等の支給金額の改定に伴い、補正予算で対応しました。児童数の大幅な増減がなければ、事業費は現状維持の見込みです。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由
 （費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか）
 国庫補助を利用しながら、世帯の収入額に応じ、特別支援学級への就学に係る経費の一部を補助することができています。申請書の配布・回収も、在籍校を経由して行っているため、配布や申請忘れを防ぐことができ、効率的に運用しています。

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
 総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
 ・「統合」：他事業と統合

必要性・効果性・効率性すべての指標で高い評価である点、法律により義務付けられており、教育を受ける権利、教育の機会均等を保障できる点を根拠として、事業を継続します。

評価対象			
事務事業名	中学校特別支援学級就学奨励	開始年度	昭和 62 年度
所属	教育委員会事務局学校教育部学務課学校運営支援係	種別	29レベルアップ
所管課長	教育委員会事務局学校教育部学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(18) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	② 特別支援教育の推進		

事業概要	
事業の目的	特別支援学級に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額に応じ、特別支援学級への就学に係る経費の一部を補助することにより特別支援教育の普及・奨励を図ります。
事業の対象	港区内に住所を有し、公立中学校の特別支援学級に就学又は通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒の保護者
事業の概要	<p>特別支援学級に在籍する生徒の保護者に対して、必要な援助を行います。</p> <p>固定学級在籍者（所得に応じ、支給費目は異なります。）</p> <p>①学用品・通学用品費 ②給食費 ③修学旅行費 ④修学旅行支度金 ⑤校外学習費 ⑥移動教室費 ⑦夏季学園費 ⑧卒業記念アルバム費 ⑨新入学学用品費等 ⑩通学費 ⑪職場実習交通費 ⑫交流学习交通費（合同運動会に参加した場合に要した交通費） ⑬クラブ活動・部活動費</p> <p>※就学援助受給者には、就学援助の支給費目と重複しない⑩・⑪・⑫のみ支給。</p> <p>※⑨については、小学校6年生時に入学前支給を受けていない方のみ支給。</p>
根拠法令等	港区特別支援学級就学奨励費支給要綱、教育基本法第4条、学校教育法第19条、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	区立全中学校に特別支援学級を設置できないことによる通学上の保護者の負担軽減や、適正就学による特別支援教育の普及・奨励を目的とした事業として開始されました。また、平成29年度から実施している「港区子どもの未来応援施策」の経済的安定の支援の一環として重要な役割を担っており、支給時期・金額の見直し及び支給費目の追加を実施し、就学援助と併せて積極的に取り組んでいます。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 特別支援学級通学に伴う負担は大きく、今日においても区民ニーズがあります。また、特別支援教育にかかる保護者負担費を軽減している事業は他になく、貸付その他代替可能な事業も存在しないことから、区の関与は必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	就学奨励認定者数			指標2	固定学級支給者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	33	27	81.8%	平成29年度	33	17	51.5%	平成29年度			
	平成30年度	40	33	82.5%	平成30年度	40	20	50.0%	平成30年度			
	令和元年度	41	—	—	令和元年度	41	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果
平成30年度実績内訳
固定学級在籍者20名（うち、①～⑬費目支給者7名、⑩・⑪・⑫の費目のみ支給者13名）

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 就学奨励認定者数および固定学級支給者数の実績は増加しています。特別支援教育にかかる保護者負担費用の軽減に寄与し、支給対象者の経済的負担を軽減するという効果を発揮しています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	1,759	85%	1,490	269	0	0	0	0	1,759	776	44%
	平成30年度	1,446	83%	1,202	244	0	0	0	55	1,501	837	56%
	令和元年度	1,300	84%	1,095	205	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成30年度については、新入学児童・生徒学用品費等の支給金額の改定に伴い、補正予算で対応しました。生徒数の大幅な増減がなければ、事業費は現状維持の見込みです。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 国庫補助を利用しながら、世帯の収入額に応じ、特別支援学級への就学に係る経費の一部を補助することができています。申請書の配布・回収も、在籍校を経由して行っているため、配布や申請忘れを防ぐことができ、効率的に運用しています。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
・「統合」：他事業と統合

必要性・効果性・効率性すべての指標で高い評価である点、法律により義務付けられており、教育を受ける権利、教育の機会均等を保障できる点を根拠として、事業を継続します。

評価対象			
事務事業名	学習活動支援保護者負担軽減事業（学務課）	開始年度	平成 15 年度
所属	教育委員会事務局学校教育部学務課学校運営支援係、保健給食係	種別	
所管課長	教育委員会事務局学校教育部学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(18) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

事業概要	
事業の目的	保護者の教育費用の負担を軽減し、幼児・児童・生徒の学習活動をサポートすることで、魅力ある学校・幼稚園づくりや子どもたちの健やかな育成を支援します。 また、農産物の残留農薬、放射能など、食の安全性を揺るがす事件が続発し、学校給食においても一層の信頼性の確立が求められています。特別栽培農産物（減農薬・減化学肥料）の精米を購入することで、学校給食の安全な食材の確保を図るとともに、保護者への給食費負担を軽減します。そして、文科省より週3回以上行うことが望ましいとされる米飯給食の推進にもつながります。
事業の対象	小学校移動教室・夏季学園、中学校移動教室・夏季学園 学校給食、卒業アルバム作成、幼稚園物品購入
事業の概要	・学校給食【対象経費】 平成15年度から試行開始、平成18年度からは学習活動支援保護者負担軽減事業 ※児童・生徒1人あたりの精米の年間必要量の約1/2程度（標準食品構成表に基づく給食摂取基準量から算出） ※公費負担の精米の購入金額は1kgあたり385円、保護者からの給食費で購入する精米の1kgあたり約360円 ※購入する精米は、3年に1度、栄養士や校長、学務課長等で組織される学校給食推進連絡会において、農薬・化学肥料の使用状況、保管方法、精米工場に加え、放射能検査などの項目を審査し、選定している。 ・小学校移動教室【対象経費】 施設入場料・入館料 一人当たり1,000円 ・小学校夏季学園【対象経費】 施設入場料・入館料 一人当たり400円 ・中学校移動教室【対象経費】 体験学習費 一人当たり8,000円 ・中学校夏季学園【対象経費】 体験学習費 一人当たり8,000円 ・卒業アルバム作成費補助 小学校1校当たり180,000円 在籍児童数21人以上の場合、児童一人当たり1,000円を加算 中学校1校当たり110,000円 在籍生徒数21人以上の場合、生徒一人当たり2,000円を加算 ・幼稚園における未就園児施設園庭開放事業用消耗品購入補助 1園当たり約83,000円
根拠法令等	文部科学省の「学校における米飯給食の推進について」（平成21年3月31日付20文科ス第8023号）により、米飯給食は「週3回以上を目標として推進するもの」とされています。

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価		
開始当時の背景・これまでの経緯	平成15年度から特別栽培農産物の精米を購入しています。平成18年度から学習活動支援保護者負担軽減事業の一環となりました。 その他の事業は、平成18年度に最重点施策として開始しました。	
評価	A 高い B どちらともいえない C 低い	
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎
①事業継続の必要性	◎	
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 施設入場料等の一部を公費負担することで、学習活動の支援を行うとともに保護者の負担軽減が図れるため、保護者のニーズを反映した事業といえます。また、特別栽培農産物の精米の購入費用を一部公費負担することで、学校給食において減農薬・減化学肥料の安全な精米を安定的に供給できます。	

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	移動教室・夏季学園参加児童数			指標2	移動教室・夏季学園参加生徒数			指標3	米飯給食回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	2,530	2,425	95.8%	平成29年度	1,337	1,250	93.5%	平成29年度	3,600	3,563	99.0%
平成30年度	2,795	2,641	94.5%	平成30年度	1,318	1,204	91.4%	平成30年度	3,600	3,460	96.1%	
令和元年度	2,885	—	—	令和元年度	1,351	—	—	令和元年度	3,600	—	—	

指標から見た事業の成果
 保護者負担が伴う事業を公費負担することで多くの体験等が可能となり、より質の高い教育の実現に寄与しています。また、安全・安心な特別栽培の精米を安定して供給できており、米飯給食を中心とした、日本の食文化に対する関心を深めるなど食育にも効果的です。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 体験学習の内容の充実が図れていることなど、当初の想定どおり、魅力ある学校・園づくりや子どもたちの健やかな育成に結びついています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	44,045	100%	44,045	0	0	0	-670	0	43,375	42,014	97%
平成30年度	46,122	100%	46,122	0	0	0	-334	0	45,788	43,145	94%
令和元年度	46,230	100%	46,230	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 児童・生徒数の増加に合わせて、予算額も年々増加しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) ラフティングなど、使用用具のレンタル料や講師謝礼の経費が必要となる体験事業も、保護者の負担を軽減することで、効率良く行うことが可能となっています。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	教育的効果・成果を年度単位で計ることは困難なため、長期的な視点で継続実施により確実に成果につなげる必要があります。 学校給食については、安全・安心な特別栽培の米を安定的に供給できています。米飯給食を中心とした、日本の食文化に対する関心を深めるなど食育にも効果的です。

評価対象			
事務事業名	防犯啓発・緊急情報配信事業	開始年度	平成 15 年度
所属	教育委員会事務局学校教育部学務課学校運営支援係	種別	—
所管課長	教育委員会事務局学校教育部学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(18) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

事業概要	
事業の目的	学校施設内や通学路等において、様々な危険から子どもたちを守るために、学校・家庭・地域社会が連携して、子どもたちの安全を確保するための取組です。学校・園から保護者へ緊急情報伝達の手段として、正確かつ迅速な方法の一つとして緊急メールを配信します。また、通学路等における安全確保のために、携帯防犯ブザーを配付します。
事業の対象	緊急メール配信：メール配信を希望する区立小・中学校の保護者、区立・私立幼稚園の保護者、放課GO→に登録している児童の保護者 防犯ブザー：小・中学校児童・生徒
事業の概要	園児・児童・生徒の安全のため、希望する保護者へ緊急時に不審者情報等をメール配信しています。災害時には、安否確認も可能です。 また、毎年度初めに区立小学校へ新入学する児童に対し防犯ブザーを配付しています。私立小学校等の児童・生徒については希望者に対し、学務課または各学童クラブ、児童館、各子ども中高生プラザを通じて配付しています。
根拠法令等	学校保健安全法、交通安全対策基本法

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	子どもが巻き込まれる事件、事故が多発していることを受けて、子どもが安心して過ごすことができる地域環境をつくるため、平成15年度に防犯ブザーの配付、平成17年度に区立小・中学校の保護者を対象に緊急メール配信を開始しました。平成24年度からは、新たに区立、私立幼稚園の保護者、放課GO→に登録している児童の保護者を対象に加え、さらに災害時の安否確認ができる機能を追加しました。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区や学校からの緊急情報等の伝達手段の確保や災害時の連絡体制の確立、通学時の児童・生徒の身の安全の確保のためにも事業の継続は必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	年度末メールアドレス登録数			指標2	防犯ブザー配付数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	11,345	11,789	103.9%	平成29年度	2,270	2,470	108.8%	平成29年度			
平成30年度	12,200	12,685	104.0%	平成30年度	2,600	2,497	96.0%	平成30年度				
令和元年度	12,900	—	—	令和元年度	2,600	—	—	令和元年度		—	—	
指標から見た事業の成果	保護者に対し、緊急事態の伝達や災害時の安否確認を迅速かつ容易に行うことができます。また、防犯ブザーを配付することで、緊急時に地域の方々が児童・生徒の安全を守る体制を整えることができます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 緊急時に保護者へ迅速に情報を配信することが可能であることや、児童・生徒が周囲に身の危険を知らすことができるという効果があります。防犯ブザーを人目につく通学かばん等に装着することで、犯罪を抑制する手段としても効果が高いと考えます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
	平成29年度	3,025	100%	3,025	0	0	0	368	0	3,393	3,388	100%	
平成30年度	3,029	100%	3,029	0	0	0	0	0	3,029	2,981	98%		
令和元年度	3,510	100%	3,510	0	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	防犯ブザーの故障や紛失等による再配付の需要が近年増加していることや、区立小学校の入学者が年々増加していることから、平成29年度は流用して追加購入しました。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) システムを利用し、不審者情報等をすぐに配信できる点は、システムの利便性やメール情報伝達力から考えて効率性は高いです。防犯ブザーは、区立小学校や児童館等で配付しており、身近な施設で配付を受けられることは希望者にとって効率的です。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	東日本大震災の教訓や近年多発している子どもが巻き込まれる事件、事故等の社会情勢を踏まえ、緊急情報等の伝達手段の確保や災害時の連絡体制の確立、通学時の児童・生徒の身の安全の確保のためにも緊急メール配信サービス及び防犯ブザーの配付は継続していく必要があります。

評価対象

事務事業名	小学校就学援助	開始年度	昭和 56 年度
所属	教育委員会事務局学校教育部学務課学校運営支援係	種別	29レベルアップ
所管課長	教育委員会事務局学校教育部学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(18) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	④ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

事業概要

事業の目的	教育を受ける権利、教育の機会均等を保障するために、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に寄与します。
事業の対象	港区在住で、国公立小学校に在学する児童又は国公立小学校の就学予定者の保護者のうち、次のいずれかに該当する人。 ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ・教育委員会が別に定める基準に基づき、要保護に準ずる程度に困窮していると認められた者
事業の概要	経済的な理由により、就学困難と認められる児童又は就学予定者の保護者に対して、必要な援助を行います。 【援助費目】 ①新入学学用品・通学用品費 ②学用品費 ③通学用品費 ④校外学習費 ⑤移動教室参加費 ⑥夏季学園参加費 ⑦学校給食費 ⑧卒業記念アルバム費 ⑨クラブ活動・部活動費 ※要保護者には、生活保護で支給されない④・⑤・⑥・⑧を就学援助で支給 ※就学予定者の保護者には、①のみ支給
根拠法令等	教育基本法第4条、学校教育法第19条、港区就学援助実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	学校教育法第19条「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」に基づき開始した事業です。支給費目・金額及び準要保護者の認定基準については、区独自に定めており、平成17年度から準要保護者への援助にかかる国庫補助金は廃止され、単独で実施しています。また、平成29年度から実施している「港区子どもの未来応援施策」の経済的安定の支援の一環として重要な役割を担っており、支給時期・金額の見直し及び支給費目の追加を実施し、積極的に取り組んでいます。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 学校教育法第19条に基づいた継続必須の事業であり、教育を受ける権利、教育の機会均等を保障し、港区子どもの未来応援施策に取り組むため、事業継続の必要性は十分にあります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	就学援助申請者数			指標2	認定者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	8,601	1,176	13.7%	平成29年度	1,335	1,085	81.3%	平成29年度			
	平成30年度	9,116	1,169	12.8%	平成30年度	1,227	1,074	87.5%	平成30年度			
	令和元年度	9,525	—	—	令和元年度	1,131	—	—	令和元年度		—	—

指標1の当初予定については、各年5月1日現在の児童数であり、達成率は全体の申請率を示しています。認定者数については、概ね横ばいですが、全体の児童数が増加しているため、認定率は減少傾向です。基準に該当する認定者に援助費を支給することにより、教育の機会均等を図りました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
----	---------	----------------	---------

②事業の効果性	◎		
---------	---	--	--

②事業の効果性評価の理由
 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)
 認定された方に対し、必要な援助を行うことにより義務教育の円滑な実施を寄与するという効果を発揮しています。今後も、港区子どもの未来応援施策の取組として、教育に関する経済的な支援の根幹を担い、更なる効果を発揮する必要があります。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	103,114	100%	103,114	0	0	0	0	5,376	108,490	85,408	79%
	平成30年度	88,923	100%	88,923	0	0	0	0	12,595	101,518	94,920	94%
	令和元年度	91,807	100%	91,807	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 平成29年度及び平成30年度については、新入学学用品・通学用品費の入学前支給の実施及び支給金額の改定に伴い、補正予算で対応しました。事業の拡大に伴い、経費は増加しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
----	---------	----------------	---------

③事業の効率性	◎		
---------	---	--	--

③事業の効率性評価の理由
 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)
 支給金額については、実費又は実費に相当する金額を基にしており、効率的に必要な経費を支給しています。また、就学援助費は学校口座に一時支給することができ、給食費等の学納金滞納者を抱える学校にとっても効率的です。

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	学校教育法第19条に基づいた継続必須の事業であり、代替できる事業もありません。区の昨今の取組や効率性を踏まえ、今後も継続的に支援をする必要性が十分にあることから、継続とします。
---	--

評価対象			
事務事業名	中学校就学援助	開始年度	昭和 56 年度
所属	教育委員会事務局学校教育部学務課学校運営支援係	種別	29レベルアップ
所管課長	教育委員会事務局学校教育部学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(18) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	④ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

事業概要	
事業の目的	教育を受ける権利、教育の機会均等を保障するために、経済的な理由により就学困難と認められる生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に寄与します。
事業の対象	港区在住で、国公立中学校に在学する生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する人。 ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ・教育委員会が別に定める基準に基づき、要保護に準ずる程度に困窮していると認められた者
事業の概要	経済的な理由により、就学困難と認められる児童又は就学予定者の保護者に対して、必要な援助を行います。 【援助費目】 ①新入学学用品・通学用品費 ②学用品費 ③通学用品費 ④体育実技用具費 ⑤校外学習費 ⑥移動教室参加費 ⑦夏季学園参加費 ⑧学校給食費 ⑨修学旅行参加費 ⑩修学旅行支度金 ⑪卒業記念アルバム費 ⑫体育実技用具費(柔道着) ⑬クラブ活動・部活動費 ※要保護者には、生活保護で支給されない⑤・⑥・⑦・⑨・⑪を就学援助で支給
根拠法令等	教育基本法第4条、学校教育法第19条、港区就学援助実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	学校教育法第19条「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」に基づき開始した事業です。支給費目・金額及び準要保護者の認定基準については、区独自に定めており、平成17年度から準要保護者への援助にかかる国庫補助金は廃止され、単独で実施しています。要保護者への援助のうち、一部経費（修学旅行費）のみ国庫補助対象となっています。また、平成29年度から実施している「港区子どもの未来応援施策」の経済的安定の支援の一環として重要な役割を担っており、支給時期・金額の見直し及び支給費目の追加を実施し、積極的に取り組んでいます。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 学校教育法第19条に基づいた継続必須の事業であり、教育を受ける権利、教育の機会均等を保障し、港区子どもの未来応援施策に取り組むため、事業継続の必要性は十分にあります。								

【ステップ2】 ②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	就学援助申請者数			指標2	認定者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1,973	612	31.0%	平成29年度	629	559	88.9%	平成29年度			
	平成30年度	1,991	541	27.2%	平成30年度	631	490	77.7%	平成30年度			
	令和元年度	2,042	—	—	令和元年度	553	—	—	令和元年度		—	—

指標1の当初予定については、各年5月1日現在の生徒数であり、達成率は全体の申請率を示しています。
 認定者数・認定率は減少傾向です。
 基準に該当する認定者に奨励費を支給することにより、教育の機会均等を図りました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由
 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)
 認定された方に対し、必要な援助を行うことにより義務教育の円滑な実施に寄与するという効果を発揮しています。今後も、港区子どもの未来応援施策の取組として、教育に関する経済的な支援の根幹を担い、更なる効果を発揮する必要があります。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	83,699	99%	83,266	433	0	0	0	-13,562	70,137	68,638	98%
	平成30年度	77,296	100%	77,094	202	0	0	0	4,735	82,031	64,787	79%
	令和元年度	82,335	100%	81,945	390	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 平成29年度は、認定実績減による減額補正です。平成30年度については、新入学学用品・通学用品費の支給金額の改定に伴い、補正予算で対応しました。
 事業の拡大に伴い、一人にかかる経費は増加していますが、認定者数は減少傾向です。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由
 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)
 支給金額については、実費又は実費に相当する金額を基にしており、効率的に必要な経費を支給しています。また、就学援助費は学校口座に一時支給することができ、給食費等の学納金滞納者を抱える学校にとっても効率的です。

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
 ・「統合」：他事業と統合

学校教育法第19条に基づいた継続必須の事業であり、代替できる事業もありません。区の昨今の取組や効率性を踏まえ、今後も継続的に支援をする必要性が十分にあることから、継続とします。